

当事業所では令和3年4月より、人工呼吸器を装着している障がい児者
その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児者に対して、
マネジメントを含めた適切な計画相談支援等を実施するために、
下記の通り、研修を修了した相談支援専門員を事務所に配置しております。

「令和2年度 愛媛県医療的ケア児等支援者養成研修」